

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美祢市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

山口県美祢市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、児童手当の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①受給資格者からの認定の請求の受理、審査②児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、審査③現況の届出の受理、審査④氏名等及び住所等の変更の届出の受理、確認⑤消滅の届の受理、審査⑥父母指定者の届出の受理、審査⑦未支払の児童手当の請求の受理、審査⑧受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求めに関する事務 <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバーおよび情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 26,30,87の項 (別表第二における情報照会の根拠): 74,75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 第19,44条 (情報照会の根拠): 第40,40の2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美祢市市民福祉部子育て支援課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5228
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	美祢市市民福祉部子育て支援課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5228
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また児童手当に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等への保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童手当システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。 各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。 これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉課長 三浦洋介	地域福祉課長 福田泰嗣	事後	
平成28年10月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成28年10月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成29年5月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉課長 福田泰嗣	地域福祉課長 内藤賢治	事後	
平成29年5月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉課長 内藤賢治	地域福祉課長	事後	
令和1年5月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和2年6月20日	表紙-公表日	令和1年5月24日	令和2年6月20日	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月24日 時点	令和2年6月20日 時点	事後	再評価の実施
令和3年2月28日	I-4-②法令上の根拠	・児童手当に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給者世帯の住民情報を照会、資格確認 ②所得情報を照会、支給額の判定	児童手当に基づき、児童手当の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格者からの認定の請求の受理、審査 ②児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、審査 ③現況の届出の受理、審査 ④氏名等及び住所等の変更の届出の受理、確認 ⑤消滅の届の受理、審査 ⑥父母指定者の届出の受理、審査 ⑦未支払の児童手当の請求の受理、審査 ⑧受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求めに関する事務 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバーおよび情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和3年2月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):26,30,87の項 (別表第二における情報照会の根拠):74,75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第19,44条 (情報照会の根拠):第40条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):26,30,87の項 (別表第二における情報照会の根拠):74,75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第19,44条 (情報照会の根拠):第40,40の2条	事後	
令和3年2月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年6月20日 時点	令和3年2月28日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和8年2月27日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	地域福祉課	子育て支援課	事後	組織変更によるもの
令和8年2月27日	I-6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域福祉課長	子育て支援課長	事後	組織変更によるもの
令和8年2月27日	I-7. 特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用停止請求請求先	地域福祉課	子育て支援課	事後	組織変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月27日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	地域福祉課	子育て支援課	事後	組織変更によるもの
令和8年2月27日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	
令和8年2月27日	IV-8 人手を介在させる作業判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また児童手当に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等への保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄 	事後	様式改正によるもの
令和8年2月27日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		<p>児童手当システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。</p> <p>各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。</p> <p>これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	様式改正によるもの